

公告 第777号

令和5年4月1日
日本触媒健康保険組合
理事長 田畑 敦士



組合規約の一部変更について

令和5年4月1日付で、下記のとおり日本触媒健康保険組合の規約を一部変更するので、健康保険法施行令第3条の2の規定によりこれを公告する。

記

組合会議員選挙に関する条文のうち、選挙実態に合致していない第8条・9条・12条・29条の変更を、また第4条から第43条について条番号等の変更を別紙新旧条文対照表のとおり実施する。

以上

別紙新旧条文対照表

日本触媒健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																																																			
<p>(設立事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第4条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第20条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む)を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 組合の設立事業所との間で、証券取引法の規定に基づき定められている、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関係会社」と同様な関係にある事業所</p> <p>(2) 設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">株式会社日本触媒</td> <td style="width: 33%;">大阪本社</td> <td style="width: 33%;">大阪府大阪市中央区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吹田地区研究所</td> <td>大阪府吹田市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>姫路製造所</td> <td>兵庫県姫路市網干区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川崎製造所</td> <td>神奈川県川崎市川崎区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京本社</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>日本触媒健康保険組合</td> <td></td> <td>大阪府吹田市</td> </tr> <tr> <td>日本触媒労働組合</td> <td></td> <td>大阪府大阪市西区</td> </tr> <tr> <td>日触テクノファインケミカル株式会社</td> <td></td> <td>千葉県市川市</td> </tr> <tr> <td>日宝化学株式会社</td> <td>本社</td> <td>東京都中央区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千町工場</td> <td>千葉県いすみ市</td> </tr> <tr> <td>東京ファインケミカル株式会社</td> <td></td> <td>神奈川県横須賀市</td> </tr> <tr> <td>日本ポリマー工業株式会社</td> <td></td> <td>兵庫県姫路市網干区</td> </tr> <tr> <td>有限会社エヌ・エス・グリーン</td> <td></td> <td>兵庫県姫路市網干区</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌエス保険サービス</td> <td></td> <td>大阪府大阪市中央区</td> </tr> <tr> <td>株式会社日触エンジニアリングサービ</td> <td></td> <td>兵庫県姫路市網干区</td> </tr> <tr> <td>中国化工株式会社</td> <td></td> <td>岡山県倉敷市</td> </tr> <tr> <td>日触物流株式会社</td> <td></td> <td>大阪府大阪市中央区</td> </tr> </table>	株式会社日本触媒	大阪本社	大阪府大阪市中央区		吹田地区研究所	大阪府吹田市		姫路製造所	兵庫県姫路市網干区		川崎製造所	神奈川県川崎市川崎区		東京本社	東京都千代田区	日本触媒健康保険組合		大阪府吹田市	日本触媒労働組合		大阪府大阪市西区	日触テクノファインケミカル株式会社		千葉県市川市	日宝化学株式会社	本社	東京都中央区		千町工場	千葉県いすみ市	東京ファインケミカル株式会社		神奈川県横須賀市	日本ポリマー工業株式会社		兵庫県姫路市網干区	有限会社エヌ・エス・グリーン		兵庫県姫路市網干区	株式会社エヌエス保険サービス		大阪府大阪市中央区	株式会社日触エンジニアリングサービ		兵庫県姫路市網干区	中国化工株式会社		岡山県倉敷市	日触物流株式会社		大阪府大阪市中央区
株式会社日本触媒	大阪本社	大阪府大阪市中央区																																																		
	吹田地区研究所	大阪府吹田市																																																		
	姫路製造所	兵庫県姫路市網干区																																																		
	川崎製造所	神奈川県川崎市川崎区																																																		
	東京本社	東京都千代田区																																																		
日本触媒健康保険組合		大阪府吹田市																																																		
日本触媒労働組合		大阪府大阪市西区																																																		
日触テクノファインケミカル株式会社		千葉県市川市																																																		
日宝化学株式会社	本社	東京都中央区																																																		
	千町工場	千葉県いすみ市																																																		
東京ファインケミカル株式会社		神奈川県横須賀市																																																		
日本ポリマー工業株式会社		兵庫県姫路市網干区																																																		
有限会社エヌ・エス・グリーン		兵庫県姫路市網干区																																																		
株式会社エヌエス保険サービス		大阪府大阪市中央区																																																		
株式会社日触エンジニアリングサービ		兵庫県姫路市網干区																																																		
中国化工株式会社		岡山県倉敷市																																																		
日触物流株式会社		大阪府大阪市中央区																																																		
第7章 公 告	(新設)																																																			
(公告の方法)	(公告の方法)																																																			
第66条 (略)	第5条 (略)																																																			
第5条 (略)	第6条 (略)																																																			
第6条 (略)	第7条 (略)																																																			
(議員の任期)	(議員の任期)																																																			
第7条 (略)	第8条 (略)																																																			
2. 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。	2. 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。																																																			
ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。	(新設)																																																			
(略)	(略)																																																			
(互選議員の選挙方法)	(互選議員の選挙方法)																																																			
第8条 (略)	第9条 (略)																																																			
2. 前項の投票は、1人につき1票とする。	(新設)																																																			
第9条 (略)	第10条 (略)																																																			
第10条 (略)	第11条 (略)																																																			
第11条 投票の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。	第12条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。																																																			
(略)	(略)																																																			
2. 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。	2. 前項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。																																																			
第12条 (略)	第13条 (略)																																																			
第13条 (略)	第14条 (略)																																																			
第14条 (略)	第15条 (略)																																																			
第15条 (略)	第16条 (略)																																																			
第16条 (略)	第17条 (略)																																																			
第17条 (略)	第18条 (略)																																																			
第18条 (略)	第19条 (略)																																																			
第19条 (略)	第20条 (略)																																																			
第20条 (略)	第21条 (略)																																																			
第21条 (略)	第22条 (略)																																																			
第22条 (略)	第23条 (略)																																																			
第23条 (略)	第24条 (略)																																																			
第24条 (略)	第25条 (略)																																																			
第25条 (略)	第26条 (略)																																																			
第26条 (略)	第27条 (略)																																																			
第27条 (略)	第28条 (略)																																																			

別紙新旧条文対照表

日本触媒健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。</p>	<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 ただし、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りではない。</p>
第29条 (略)	第30条 (略)
第30条 (略)	第31条 (略)
第31条 (略)	第32条 (略)
第32条 (略)	第33条 (略)
第33条 (略)	第34条 (略)
第34条 (略)	第35条 (略)
第35条 (略)	第36条 (略)
第36条 (略)	第37条 (略)
第37条 (略)	第38条 (略)
第38条 (略)	第39条 (略)
第39条 (略)	第40条 (略)
第40条 (略)	第41条 (略)
第41条 (略)	第42条 (略)
第42条 (略)	第43条 (略)
<p>第4章 組 合 員</p> <p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、第4条に掲げる事業所と(1)に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者(以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」という。)を含む。)を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関係会社」と同様な関係にある事業所</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(削除)</p> <p>(標準報酬)</p> <p>第44条 (略)</p>	<p>第4章 事 業</p> <p>(標準報酬)</p> <p>第44条 (略)</p>
<p>第5章 事 業</p> <p>(医療機関の指定)</p> <p>第45条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(医療機関の指定)</p> <p>第45条 (略)</p>
<p>第6章 財務</p> <p>(会計年度独立の原則)</p> <p>第60条 (略)</p>	<p>第5章 財務</p> <p>(会計年度独立の原則)</p> <p>第60条 (略)</p>
<p>第8章 個人情報の保護</p> <p>(個人情報保護の徹底)</p> <p>第67条 (略)</p>	<p>第6章 個人情報の保護</p> <p>(個人情報保護の徹底)</p> <p>第66条 (略)</p>

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。